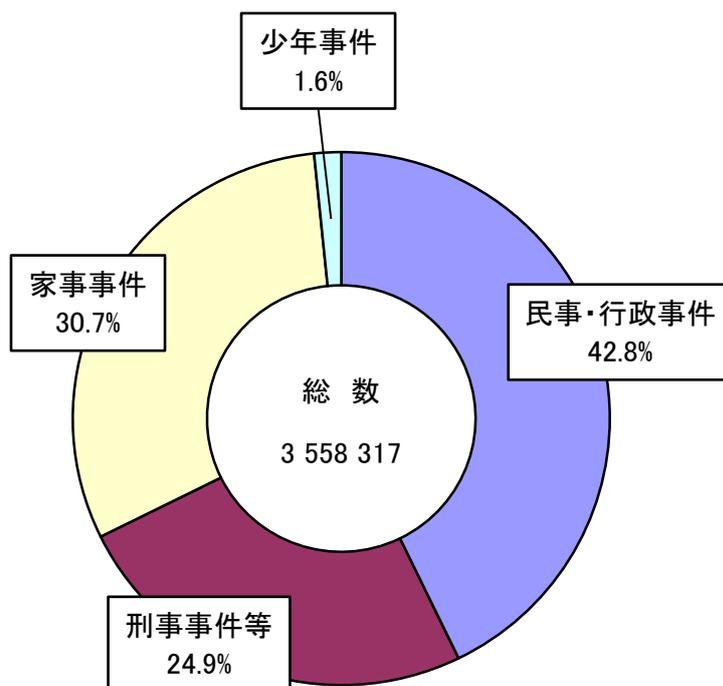


## 第1-4 各新受事件の構成比(令和元年)【全裁判所】



※ 百分比を示した数値については四捨五入しているため、その内訳の合計が100と一致しない場合がある。

(注)

- 1 民事・行政事件及び家事事件は件数，刑事事件等及び少年事件は人員である。
- 2 刑事事件等には医療観察事件を含む。
- 3 家事事件には高等裁判所が第一審として行う家事審判事件及び高等裁判所における家事調停事件を含む。